

改 正 後	改 正 前
<p>一 植物及び地域</p> <p>(一) (略)</p> <p>(二) バレンシア種、ワシントンネーブル種、トマngo種及びプロテア種のスイートオレンジ、グレープフルーツ並びにクレメンティンの生果実であつて、エスワティニのうち、エスワティニ農務省が濃密な病害虫防除が行われる地区として指定した地域で生産されたものであること。</p>	<p>一 植物及び地域</p> <p>(一) (略)</p> <p>(二) バレンシア種、ワシントンネーブル種、トマngo種及びプロテア種のスイートオレンジ、グレープフルーツ並びにクレメンティンの生果実であつて、スワジランドのうち、スワジランド農務省が濃密な病害虫防除が行われる地区として指定した地域で生産されたものであること。</p>

○農林水産省告示第九百三十八号  
 植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第七十三号）別表二の付表第四及び第五の規定に基づき、昭和四十八年五月二十四日農林省告示第四十五号（南アフリカ共和国産バレンシア種、ワシントンネーブル種、トマngo種及びプロテア種のスイートオレンジ、レモン、グレープフルーツ並びにクレメンティンの生果実並びにスワジランド王国産のバレンシア種、ワシントンネーブル種、トマngo種及びプロテア種のスイートオレンジ、グレープフルーツ並びにクレメンティンの生果実に係る農林水産大臣が定める基準）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。  
 令和二年五月十一日  
 農林水産大臣 江藤 拓

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。